

社会医療法人財団白十字会 白十字病院

適切な意思決定に関する指針

1. 基本方針

当院では、人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、人生の最終段階を迎えた患者・家族等と多職種で構成される医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを作り上げていくために、十分な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした、医療・ケアの提供を進めるものとする。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進める。
- 2) 患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、患者と繰り返し話し合う。
- 3) 患者が自らの意思を伝えられなくなる状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、患者との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、患者が特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておく。
- 4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの行為の開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を慎重に判断する。
- 5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療とケアを行う。
- 6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。
- 7) 本プロセスによって話し合った内容は、その都度文書にまとめておく。

3. 本指針の対象

今後、悪化が見込まれる、もしくは回復の見込みがない、意思決定能力が低下する可能性が高い患者

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

- 1) 患者の意思が確認できる場合
 - ① 患者に医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明を行う
・そのうえで、患者と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを基本とし、多専門職から構成される医療・ケアチームとしての方針を決定する。
 - ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者の意思が変化しうるものであることから、患者が自らの意思を伝えることができるように支援する。患者が自らの意思を伝えられない可能性があるため、その際の対応についても家族等も含めた話し合いを繰り返し行う。
 - ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。
- 2) 患者の意思が確認できない場合
 - ① 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の医療・ケアの方針をとることを基本とする。

- ②家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者(代弁者)として家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の医療・ケアの方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③家族等がいない場合、および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の医療・ケアの方針をとることを基本とする。
- ④これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合には、倫理コンサルテーションチームによる検討と助言を得るための話し合いを行う。
- ⑤このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめておく。

3)認知症等で自らが意思決定することが困難な患者の意思決定支援

障がい者や認知症等で、自ら意思決定することが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族等および関係者、医療・ケアチームが関与して支援する。

4)身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者における医療・ケアの方針の決定プロセスは、患者の判断能力の程度や入院費用の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係わる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

5.参考資料

- 1. 人生の最終段階における医療・ケアの決定に関するガイドライン(厚生労働省, 2018 年 3 月改訂)
マニュアル・規定集:50 各種倫理. 003 ガイドライン各種. 040. に収載
- 2. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン(厚生労働省, 2018 年 6 月)
マニュアル・規定集:50 各種倫理. 003ガイドライン各種. 090.に収載
- 3. 身寄りがない人の入院及び医療に係わる、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(厚生労働省, 2019 年)
マニュアル・規定集:50 各種倫理. 003ガイドライン各種. 070.に収載

版数	改定年月日	改定内容
第 1.0 版	2024 年 5 月 20 日	新規策定 施行